

日本中央競馬會會報

☆ 号 外 2025年7月30日発行 ☆

2026 年度 調教師及び騎手免許試験要領

1. 受験又は免許の資格要件

〔下記(1)に該当する者は、調教師又は騎手の免許試験を受けることができない。(2)～(11)に該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。〕

- (1) 受験日に調教師の免許試験にあっては28歳未満の者、騎手の免許試験にあっては16歳未満の者。ただし、外国において馬の調教に関し免許を受けている28歳未満の者であって理事長が適当と認めるものは、この限りでない。
- (2) 精神の機能の障害により馬の調教又は騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条による改正前の刑法（明治40年法律第45号）の規定により処せられた禁錮以上の刑を含む。
- (4) 競馬法（昭和23年法律第158号）、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (5) 競馬法施行令（昭和23年政令第242号）の規定により日本中央競馬会（以下「本会」という。）、都道府県又は指定市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合であって都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。）が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (6) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (7) 本会の経営委員会の委員
- (8) 本会の役員及び職員
- (9) 本会の馬主登録を受けている者
- (10) 日本中央競馬会競馬施行規程第52条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第53条第2号若しくは第3号に該当することにより、第52条又は第53条の規定により免許を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (11) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

2. 受験手続き及び免許取得に関する注意事項

- (1) 調教師又は騎手の免許試験を受けようとする者は、3の(1)から(4)の区分ごとに定めた申請書類を各々の申請書類受付期間内に審判部免許課あてに提出すること。
- (2) 2025年度の騎手の免許を受けている者が4の免許試験を受ける場合は、希望する免許日について2026年1月1日又は2026年3月1日のいずれかを選択し、4の(2)②の試験日に所定の書類を提出すること。なお、試験に合格した者のうち2026年1月1日に調教師の免許を受ける者は、2025年12月31日をもって騎手免許の取消しを申請すること。また、不合格の場合に2026年度も騎手であることを希望する者は、7の免許試験を併せて受験すること。
- (3) 申請書類提出後、やむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、その理由を付した書面を審判部免許課あてに提出すること。
- (4) 4又は6の免許試験に合格した者は、直ちに日本中央競馬会競馬施行規程第48条に掲げる書類を提出すること（2025年度の騎手の免許を受けている者を除く。）
- (5) 4の免許試験に合格した者のうち2026年1月1日から調教師の免許を受ける者は、5の免許試験を受験すること。なお、5の免許試験に合格した場合は、2026年2月28日をもって2026年1月1日に受けた調教師免許の取消しを申請すること。
- (6) 外国人が免許試験に合格した場合、9の有効期間の就労資格を証明する書類を提出すること（就労に必要が無い場合を除く。）
- (7) 外国の競馬統括機関の免許を受けている調教師は、本会の免許を受ける際、当該競馬統括機関の免許を返上すること。
- (8) 外国の競馬統括機関の免許を受けている騎手は、本会の免許を受けた際には年間を通じて中央競馬で騎乗すること。

3. 試験事項及び試験の区分

調教師又は騎手の免許試験は、「身体」、「学力」、「人物」及び「技術」の各試験事項について下記(1)から(4)の区分ごとに行う。

- (1) 2026年度の調教師の免許試験を受けようとする者であって、2025年度の調教師の免許を受けていない者（「4. 調教師免許試験（新規）」に定める。）
- (2) 下記のいずれかに該当する者（「5. 調教師免許試験（更新）」に定める。）
 - ① 2026年度の調教師の免許試験を受けようとする者であって、2025年度の調教師の免許を受けている者
 - ② 上記(1)の区分で行う「4. 調教師免許試験（新規）」に合格し、2026年1月1日から調教師の免許を受ける者
- (3) 2026年度の騎手の免許試験を受けようとする者であって、2025年度の騎手の免許を受けていない者（「6. 騎手免許試験（新規）」に定める。）
- (4) 2026年度の騎手の免許試験を受けようとする者であって、2025年度の騎手の免許を受けている者（「7. 騎手免許試験（更新）」に定める。）

4. 調教師免許試験（新規）

(1) 申請書類〔(受付期間) 2025年8月13日(水)午前9時30分 ～ 9月3日(水)正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。〕

- ① 必要事項を記入した本会所定の書類一式
 - イ 申請書（写真貼付のこと。）
 - ロ 履歴書
 - ハ 身体検査書
 - ニ 外国の競馬統括機関の免許を受けている調教師については宣誓書
 - ② 住民票記載事項証明書（申請書類提出締切日前3カ月以内に交付されたもの。申請者が本邦外居住者である場合には、有効な旅券の写し。）
 - ③ 写真2枚（申請書類提出締切日前3カ月以内に撮影した縦3cm×横2.4cmの写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したものの。また、写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。なお、そのうち1枚は上記①イの申請書に貼付のこと。）
 - ④ 外国の競馬統括機関の免許を受けている調教師については免許証の写し
- (注1) 申請書類提出後、やむを得ない理由により試験場の変更を希望する場合は、本会所定の「試験場変更願」を審判部免許課あてに提出すること。
- (注2) 外国の競馬統括機関の免許を受けている調教師は、当該年度を含む直近3シーズンの成績証明書（競馬統括機関等が発行するもの。ただし、日本語又は英語により記載したものに限る。）を添付すること。

(2) 試験

① 第一次試験

(日時・試験場) 2025年9月10日(水)午後0時30分 ～ 午後4時00分 栗東又は美浦トレーニング・センター

(試験項目) イ 学力及び技術に関する筆記試験

(イ) 競馬関係法規に関する専門的知識及び労働関係基本法規に関する一般的知識（100点）

(ロ) 調教に関する専門的知識（100点）

(ハ) 馬学、衛生学、運動生理学、装蹄、飼養管理及び競馬に関する専門的知識（100点）

※日本中央競馬会競馬施行規程第45条に規定する免許試験委員会（以下「委員会」という。）が、実績が優秀であると認めた外国の調教師（以下「所定の実績のある外国の調教師」という。）に対する試験は、以下のとおり行う。

学力に関する筆記試験 ※日本語で行う。

競馬関係法規に関する専門的知識及び労働関係基本法規に関する一般的知識（100点）

ロ 身体検査

身体検査については、身体検査書の提出をもってこれに代える。

(合格の基準) イ 学力及び技術に関する筆記試験の成績が全項目300点満点で概ね180点以上であり、かつ、各項目の成績がそれぞれ100点満点で40点以上であること。

※所定の実績のある外国の調教師については、学力に関する筆記試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

ロ 身体検査については、調教師としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。

(合格発表予定日) 2025年10月2日(木) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

- ② 第二次試験
(日時・試験場)
(試験項目)
- (第一次試験に合格した者に対し、次のとおり第二次試験を行う。)
- 2025年12月2日(火) ～ 4日(木) ※時刻は別に定める。 東京競馬場
- イ 学力及び技術に関する口頭試験
- (イ) 競馬関係法規、厩舎の経営及び管理に関する専門的知識並びに一般常識 (200点)
- (ロ) 衛生学、運動生理学、装蹄及び飼養管理に関する専門的知識 (100点)
- (ハ) 馬学及び競馬に関する専門的知識 (100点)
- (ニ) 調教に関する専門的知識 (100点)
- ※所定の実績のある外国の調教師に対する試験は、以下のとおり行う。
- 学力及び技術に関する口頭試験 ※日本語で行う。
- 競馬関係法規、中央競馬の調教師として必要な厩舎の経営及び管理に関する専門的知識並びに一般常識 (200点)
- ロ 人物考査
- イ 学力及び技術に関する口頭試験の成績が全項目500点満点で概ね300点以上であり、かつ、各項目の成績がそれぞれ100点満点で40点 (上記イ(イ)の項目にあっては、200点満点で80点) 以上であること。
- ※所定の実績のある外国の調教師については、学力及び技術に関する口頭試験の成績が200点満点で概ね120点以上であること。
- ロ 人物考査については、調教師としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により馬の調教を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (合格発表予定日) 2025年12月11日(木) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

5. 調教師免許試験 (更新)

- (1) 申請書類 [(受付期間) 2025年10月8日(水)午前9時30分 ～ 10月22日(水)正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。]
- ※4の免許試験に合格し、2026年1月1日から調教師の免許を受ける者については、下記の受付期間とする。
- [(受付期間) 2025年12月11日(木)正午 ～ 12月26日(金)正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。]
- ① 必要事項を記入した本会所定の書類一式
- イ 申請書
- ロ 身上調書
- ハ 業務申告書
- ニ 身体検査書 (委員会が指定した者に限る。)
- ※4の免許試験に合格し、2026年1月1日から調教師の免許を受ける者については、イ及びニを提出すること。
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 (外国人は除く。)
- ④ 写真2枚 (縦3cm×横2.4cmの写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。また、写真の裏面には氏名を記入すること。)
- (注1) ②③の証明書は、申請書類提出締切日前3カ月以内に交付されたものに限る。
- (注2) 申請書類提出後、やむを得ない理由により試験場の変更を希望する場合は、本会所定の「試験場変更願」を審判部免許課あてに提出すること。
- (注3) ①ニの身体検査書については、本会所定の身体検査書の検査項目に準ずる内容であり、かつ、現在の健康状態を把握するのに十分な情報が記載されていると認められる場合はその他の書式も可とする。ただし、申請書類提出締切日前3カ月以内に受診したものに限る。

- (2) 試験
(日時・試験場)
- 2026年1月13日(火) ～ 15日(木) ※時刻は別に定める。 美浦トレーニング・センター
- 2026年1月20日(火) ～ 22日(木) ※時刻は別に定める。 栗東トレーニング・センター
- ※オンラインでの受験を希望し、委員会が認めた者の試験場については、別に定める。
- (委員会が指定した者に対する試験)
- 2026年1月7日(水) ※時刻は別に定める。 栗東又は美浦トレーニング・センター
- (試験項目)
- イ 学力及び技術に関する口頭試験
- 競馬関係法規、調教並びに厩舎の経営及び管理等に関する専門的知識 (100点)
- ※委員会が指定した者に対しては、上記の試験項目に加えて学力及び技術に関する筆記試験を以下のとおり行う。
- 競馬関係法規、厩舎の経営及び管理等に関する専門的知識、調教に関する専門的知識並びに一般常識 (100点)

- 身体検査については、試験場において所要の事項を確認することによりこれを行う。ただし、委員会が指定した者は身体検査書を提出すること。また、委員会が必要と認めた場合は、本会の指定する医師による検査を行う。

イ 学力及び技術に関する口頭試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

(委員会が筆記試験を指定した者は、口頭試験に加えて筆記試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。)

- ハ 人物考査については、調教師としての業務を遂行するに当たり特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により馬の調教を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

2月10日(火) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

(合格発表予定日)

(1) 申請書類〔(受付期間) 2025年8月13日(水)午前9時30分 ～ 9月3日(水)正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。〕

- (1) 申請書類〔(受付期間) 2025年8月13日(水)午前9時30分 ～ 9月3日(水)正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。〕
- ① 必要事項を記入した本会所定の書類一式
 - イ 申請書(写真貼付のこと。)
 - ロ 履歴書
 - ハ 身体検査書
 - ニ 外国の競馬統括機関の免許を受けている騎手については宣誓書
 - ② 住民票記載事項証明書(申請書類提出締切日前3か月以内に交付されたもの。申請者が本邦外居住者である場合には、有効な旅券の写し。)
 - ③ 写真2枚(申請書類提出締切日前3か月以内に撮影した縦3cm×横2.4cmの写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したものの。また、写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。なお、そのうち1枚は上記①イの申請書に貼付のこと。)
 - ④ 地方競馬全国協会又は外国の競馬統括機関の免許を受けている騎手については免許証の写し
- (注) 外国の競馬統括機関の免許を受けている騎手は、当該年度を含む直近3シーズンの成績証明書(競馬統括機関等が発行するもの。ただし、日本語又は英語により記載したものに限る。)を添付すること。なお、G1競走の勝利実績については申請書に明記すること。

下記の区分ごとに試験を行う。

- ① 競馬学校騎手課程生徒（2026年2月に競馬学校騎手課程卒業見込みの者に限る。）
- ② 地方競馬全国協会の騎手免許を受けている者
- ③ ①及び②以外の者（外国の競馬統括機関の騎手免許を受けている者を含む。）

(日時・試験場) 2026年1月28日(水) ※時刻は別に定める。 競馬学校

イ 学力及び技術に関する口頭試験
競馬関係法規及び競走騎乗に関する専門的知識並びに一般常識 (100点)

- ## 八 人物考査

イ 学力及び

- ロ 身体検査については、次の条件を満たすこと。
- (イ) 体重が50kg（障害競走の免許試験のみを受験する者にあつては55kg）以下であること。
 - (ロ) 視力（矯正可）が両眼で0.8以上、かつ、左右ともに0.5以上であること。
- ※矯正器具を用いる場合は、ソフトコンタクトレンズのみ使用可。
- (ハ) 騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。

- ハ 人物考査については、騎手としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(合格発表予定日)

2026年2月10日(火) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

② 地方競馬全国協会の騎手免許を受けている者に対する試験

イ 第一次試験
(日時・試験場)
(試験項目)

2025年9月24日(水) ※時刻は別に定める。 競馬学校

(イ) 学力に関する筆記試験

競馬関係法規及び中央競馬の騎手として必要な競馬に関する知識 (100点)

(ロ) 身体検査

(合格の基準)

(イ) 学力に関する筆記試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

(ロ) 身体検査については、次の条件を満たすこと。

a 体重が50kg (障害競走の免許試験のみを受験する者は55kg、本会、地方競馬全国協会又は外国の競馬統括機関の免許を受けていた期間が通算5年以上の男性は54kg、女性は52kg) 以下であること。

b 騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。

(合格発表予定日)

2025年10月2日(木) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

ロ 第二次試験
(日時・試験場)
(試験項目)

(第一次試験に合格した者に対し、次のとおり第二次試験を行う。)

2026年1月28日(水) ※時刻は別に定める。 競馬学校

(イ) 学力に関する口頭試験

競馬関係法規及び中央競馬の騎手として必要な競馬に関する知識並びに一般常識 (100点)

(ロ) 騎乗技術試験 (2023年から2025年までの3年間に中央競馬において年間20勝以上の成績を2回以上収めた騎手 (以下「所定の実績のある騎手」という。)) が平地競走の免許試験を受験する場合を除く。)

a 発走 (100点)

b 走路騎乗 (100点)

c 角馬場障害飛越 (100点)

d 走路障害飛越 (100点)

※平地競走の免許試験受験者にあつては、a～cの試験を行う。

※障害競走の免許試験受験者にあつては、a～dの試験を行う。

※平地競走の免許試験受験者であつて所定の実績のある騎手に対する試験は、以下のとおり行う。

技術に関する口頭試験

競走騎乗全般に関する知識 (100点)

(ハ) 身体検査

(ニ) 人物考査

(合格の基準)

(イ) 学力に関する口頭試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

(ロ) 騎乗技術試験又は技術に関する口頭試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。

(ハ) 身体検査については、前記「イ 第一次試験」の合格の基準(ロ)を満たすこと。

(ニ) 人物考査については、騎手としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(合格発表予定日)

2026年2月10日(火) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

③ ①及び②以外の者に対する試験

イ 第一次試験
(日時・試験場)
(試験項目)

2025年9月24日(水) ※時刻は別に定める。 競馬学校

(イ) 学力に関する筆記試験 ※英語による受験も可。

a 競馬関係法規 (100点)

b 馬学、衛生学、基本馬術、その他競馬に関する知識及び一般常識 (100点)

※本会の騎手免許を受けたことがある者で、本会の調教助手又は厩務員となっている者 (騎手から引き続き調教助手又は厩務員に転業した場合に限る。以下「本会の騎手であった調教助手又は厩務員」という。) に対する試験は、以下のとおり行う。

競馬関係法規 (100点)

※委員会が実績が優秀であると認めた外国の騎手 (以下「実績が優秀な外国の騎手」という。) に対する試験は、以下のとおり行う。

学力に関する筆記及び口頭試験 ※筆記試験は英語による受験も可。口頭試験は日本語で行う。

競馬関係法規及び中央競馬の騎手として必要な競馬に関する知識 (100点)

	(ロ) 騎乗技術試験 a 基本馬術〔部班運動〕(100点) b 基本馬術〔角馬場障害飛越〕(100点) ※本会の騎手であった調教助手又は厩務員及び実績が優秀な外国の騎手並びに委員会が相応の実績があると認めた外国の騎手（以下「相応の実績がある外国の騎手」という。）については試験を省略する。 (ハ) 身体検査 (二) 体力測定 中央競馬の騎手として必要な体力及び運動能力 (200点) ※実績が優秀な外国の騎手及び相応の実績がある外国の騎手については試験を省略する。
(合格の基準)	(イ) 学力に関する筆記試験又は学力に関する筆記及び口頭試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。 (ロ) 騎乗技術試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。 (ハ) 身体検査については、次の条件を満たすこと。 a 体重が50kg（障害競走の免許試験のみを受験する者は55kg、本会、地方競馬全国協会又は外国の競馬統括機関の免許を受けていた期間が通算5年以上の男性は54kg、女性は52kg）以下であること。 b 視力（矯正可）が両眼で0.8以上、かつ、左右ともに0.5以上であること（外国の競馬統括機関の騎手免許を受けている者を除く）。 ※矯正器具を用いる場合は、ソフトコンタクトレンズのみ使用可。 c 騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。 (ニ) 体力測定の成績が200点満点で概ね100点以上であること。
(合格発表予定日)	2025年10月2日(木) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載
ロ 第二次試験 (日時・試験場) (試験項目)	(第一次試験に合格した者に対し、次のとおり第二次試験を行う。) 2026年1月28日(水) ※時刻は別に定める。 競馬学校 (イ) 学力に関する口頭試験 ※日本語で行う。 a 競馬関係法規及び中央競馬の騎手として必要な競馬に関する知識並びに一般常識 (100点) b 競走騎乗に関する専門的知識 (100点) ※本会の騎手であった調教助手又は厩務員に対する試験は、以下のとおり行う。 競馬関係法規及び一般常識 (100点) ※実績が優秀な外国の騎手に対する試験は、以下のとおり行う。 競馬関係法規及び中央競馬の騎手として必要な競馬に関する知識並びに一般常識 (100点) (ロ) 騎乗技術試験 (実績が優秀な外国の騎手が実績を有する競走と同じ種類の免許試験を受験する場合を除く。) a 発走 (100点) b 走路騎乗 (100点) c 角馬場障害飛越 (100点) d 走路障害飛越 (100点) ※平地競走の免許試験受験者にあつては、a～cの試験を行う。なお、本会の騎手であった調教助手又は厩務員が平地競走の免許試験を受験する場合にあつては、cの試験を省略することがある（委員会が個別に指定する）。 ※障害競走の免許試験受験者にあつては、a～dの試験を行う。 ※実績が優秀な外国の騎手が実績を有する競走と同じ種類の免許試験を受験する場合の試験は、以下のとおり行う。 技術に関する口頭試験 ※日本語で行う。 競走騎乗全般に関する専門的知識 (100点) (ハ) 身体検査 (二) 人物考査
(合格の基準)	(イ) 学力に関する口頭試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。 (ロ) 騎乗技術試験の各項目又は技術に関する口頭試験の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。 (ハ) 身体検査については、前記「イ 第一次試験」の合格の基準 (ハ) を満たすこと。 (ニ) 人物考査については、騎手としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
(合格発表予定日)	2026年2月10日(火) ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

7. 騎手免許試験（更新）

（1）申請書類〔（受付期間）2025年10月8日（水）午前9時30分 ～ 10月22日（水）正午まで ※郵送の場合も受付期間内に必着のこと。〕

① 必要事項を記入した本会所定の書類一式

イ 申請書

ロ 身上調書

ハ 業務申告書

ニ 身体検査書（委員会が指定した者に限る。）

② 住民票記載事項証明書

③ 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（外国人は除く。）

④ 写真2枚（縦3cm×横2.4cmの写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。また、写真の裏面には氏名を記入すること。）

（注1）②③の証明書は、申請書類提出締切日前3カ月以内に交付されたものに限る。

（注2）申請書類提出後、やむを得ない理由により試験場の変更を希望する場合は、本会所定の「試験場変更願」を審判部免許課あてに提出すること。

（注3）①ニの身体検査書については、本会所定の身体検査書の検査項目に準ずる内容であり、かつ、現在の健康状態を把握するのに十分な情報が記載されていると認められる場合はその他の書式も可とする。ただし、申請書類提出締切日前3カ月以内に受診したものに限る。

（2）試験

（日時・試験場）

2026年1月13日（火）～ 15日（木） ※時刻は別に定める。 美浦トレーニング・センター

2026年1月20日（火）～ 22日（木） ※時刻は別に定める。 栗東トレーニング・センター

※オンラインでの受験を希望し、委員会が認めた者の試験場については、別に定める。

（委員会が指定した者に対する試験）

2026年1月7日（水） ※時刻は別に定める。 栗東又は美浦トレーニング・センター

（試験項目）

イ 学力及び技術に関する口頭試験

競馬関係法規及び騎乗技術等に関する専門的知識（100点）

※委員会が指定した者に対しては、上記の試験項目に加えて学力及び技術に関する筆記試験を以下のとおり行う。

競馬関係法規及び騎乗技術等に関する専門的知識並びに一般常識（100点）

ロ 身体検査

身体検査については、試験場において所要の事項を確認することによりこれを行う。ただし、委員会が指定した者は身体検査書を提出すること。また、委員会が必要と認めた場合は、本会の指定する医師による検査を行う。

ハ 人物考査

（合格の基準）

イ 学力及び技術に関する口頭試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

（委員会が筆記試験を指定した者は、口頭試験に加えて筆記試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。）

ロ 身体検査については、騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。

ハ 人物考査については、騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障がないこと。また、精神の機能の障害により騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

（合格発表予定日）

2026年2月10日（火） ※発表方法等は「備考」欄(3)に記載

※委員会が騎乗技術試験を指定した者に対する試験（前記の試験項目イ～ハに加えて次の試験を行う。）

（日時・試験場）

2026年1月28日（水） ※時刻は別に定める。 競馬学校

（試験項目）

ニ 騎乗技術試験

委員会が別に指定する項目（100点）

（合格の基準）

騎乗技術試験の成績が100点満点で概ね60点以上であること。

※競走の種類を追加しようとする者に対する試験（前記の試験項目イ～ニに加えて次の試験を行う。ただし、平地競走の免許試験を受験する者で、委員会が相応の実績があると認めた騎手については、「ニ 騎乗技術試験」を省略する。）

（日時・試験場）

2026年1月28日（水） ※時刻は別に定める。 競馬学校

（試験項目）

ホ 身体検査（体重）

（合格の基準）

体重が50kg（障害競走の免許を追加しようとする者は55kg、本会、地方競馬全国協会又は外国の競馬統括機関の免許を受けていた期間が通算5年以上の男性は54kg、女性は52kg）以下であること。

8. 免許手数料

免許試験に合格した者は、免許証交付の際に免許手数料として3,000円を本会に納付すること。

9. 免許の有効期間

- (1) 4の免許試験に合格した者の免許の有効期間は、2026年1月1日から2026年12月31日とする。
ただし、2025年度の騎手の免許を受けている者であって、4の免許試験に合格した者のうち2026年3月1日から調教師の免許を受けることを希望した者の免許の有効期間は、2026年3月1日から2027年2月28日とする。
- (2) 5、6及び7の免許試験に合格した者の免許の有効期間は、2026年3月1日から2027年2月28日とする。
- (3) (1)(2)において、日本中央競馬会競馬施行規程第50条第2項又は第3項に該当する場合は、当該有効期間を延長する。

備 考

- (1) 委員会が特に必要であると認めた場合は、免許試験の日時及び試験場を変更又は追加することがある。
- (2) 前記6に定める騎手の免許試験において、受験者が下記に該当した場合、以後の試験を行わないことがある。
 - a 身体検査において、体重又は視力が合格基準を満たさないとき。
 - b 体力測定又は騎乗技術試験において、安全確保に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 合格発表は、本部、競馬学校、栗東及び美浦トレーニング・センターでの掲示並びに本会ホームページへの掲載にて行う。
なお、合格者は、aについては受験番号で発表し、b、c及びdについては氏名で発表する。
 - a 前記4並びに6の(2)②及び③の第一次試験
 - b 前記4並びに6の(2)②及び③の第二次試験
 - c 前記6の(2)①の試験
 - d 前記5及び7の試験
- (4) 前記4又は6の免許試験に合格した者に対しては、上記の発表に併せて文書による通知も行う。
- (5) 2026年1月1日に2026年度の調教師の免許を交付された者は、同日発行の日本中央競馬会会報で発表する。
2026年3月1日に2026年度の調教師及び騎手の免許を交付された者は、同日発行の日本中央競馬会会報で発表する。
- (6) その他、免許試験に関する問い合わせは、審判部免許課、栗東又は美浦トレーニング・センター公正室に行うこと。
- (7) ここに定めるほか、委員会が特に指定した者については、必要な書類の提出を求め、又は別に定めて試験を行うことがある。

試験会場等

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
本部（審判部免許課）	105-0003	東京都港区西新橋1の1の1	03(3591)5251
競馬学校	270-1431	千葉県白井市根835の1	047(491)0333
栗東トレーニング・センター	520-3085	滋賀県栗東市御園1028	077(558)0101
美浦トレーニング・センター	300-0493	茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500の2	029(885)2111
東京競馬場	183-0024	東京都府中市日吉町1の1	042(363)3141

日本中央競馬会会報（号外） 2025年7月30日発行

編集兼発行人 吉田正義 発行所 日本中央競馬会（東京都港区西新橋1の1の1）